

一九五〇年新聞・放送レッド・ページ覚え書

山本明

一九五〇年七月二八日から八月下旬にかけて全国約七〇〇名の新聞・放送労働者が、GHQの「示唆」をうけた経営者によって「共産主義者もしくはその同調者」として解雇された。この解雇は、同年九月以降一般産業・官庁から一万二〇〇〇人の労働者を追放したレッド・ページの前ぶれをなすものであった。

レッド・ページは、すでに一九四九年、ドッジ・プランにもとづく定員法および生産合理化・企業整備のかたちであらわれていたが、一九五〇年後半期のそれは公然たる政治的解雇であった。

一九五〇年、冷戦の激化と朝鮮戦争勃発によつて、アメリカ占領軍と日本の支配階級は、前進基地、「アジアの兵器庫」日本を完全に確保し、支配機構の一層の強化・資本蓄積を推進するため、共産党はじめ労働組合をふくむ一切の反体制組織への弾圧を行した。レッド・ページはこの弾圧の一環として、民主化運動の

中核をなす反体制組織・労働組合と大衆とを分離し、それらを国民から孤立させるために、共産党員および多数の組合活動家を職場から追放したものである。この政治的解雇は、いうまでもなく労働者の基本的権利と労働組合活動の自由にたいする露骨な侵害であった。これによつて、共産党は、全国で一万におよぶ細胞が破壊され、産別会議は屋台骨まで叩きおられ、労働組合は大きな打撃をうけ、反体制組織は国民からの一時的孤立と弱体化を余儀なくされた。この廃墟の上に、一九五一年九月サンフランシスコ講和条約と日米安全保障条約が締結されたのである。

新聞・放送レッド・ページは一般産業・官庁レッド・ページの前ぶれをなすものであったが、そのもつ意味はより重要であった。すなわち、報道機関内の共産党員・進歩的労働者を追放し、また新聞・放送労働者を萎縮させることによつて機関内部の抵抗を払拭し、支配権力とマス・メディアとの直結を容易にして、国民にたいするイデオロギー的支配を強化し、言論統制をくわだて

るものであった。新聞・放送レッド・ページは、他産業ページの露はらいとして断行されたのであって、その解雇率が、異常に高かつたのも偶然ではない。（一般産業ページの平均解雇率は〇・三八%，新聞・放送のそれは実に二・三%にのぼっている。）

マス・コミュニケーション生産過程が価値増殖過程として存在するところでは、送り手としての支配階級と受け手としての被支配階級との矛盾は、マス・コミュニケーション生産過程における労資の矛盾としてモデル化される。したがって、報道機関にたいする支配権力・支配階級の干渉などの外在的圧力は、機関内部の労資の矛盾に作用し、変化をおこすことによつてのみはじめて現実的力となり得るのである。^(註1) 戦後、読売・北海道新聞争議や一九四六年日本放送協会ストライキなどにおいても、支配権力は経営者と結合して、新聞・放送労働者の抑圧をはかつてきだ。一九四七年以後、支配権力と新聞経営者は「編集権」の概念の提示によつて機関内部の抵抗の圧殺をくわだて、新聞・放送労働組合運動を弱体化させることに成功した。^(註2) 一九四九年、東西両陣営の対立の激化と反動攻勢のなかで強行された共同通信社資料室事件は、レッド・ページの前ぶれをしめすものであつたといえよう。一九五〇年の新聞・放送レッド・ページは、支配権力と経営者との結合・癒着の一層の強化をあらわすものであり、その遂行のためにとられた手段は、憲法をはじめ労働法など戦後獲得された民主主義の一切を無視・破壊するものであつた。

新聞・放送レッド・ページは、報道機関内部の労働者の弱体化が、いかに言論の自由を破壊するものであるかを如実にしめす暗い経験であり、また同時にわが国の「編集権」抗争に一時期を劃

した重要な事件でもあつた。しかし、この新聞・放送レッド・ページの意義は、十年を経た現在において、かららずも正しく把握されているとはいひ難いし、またその全貌も、いまだ明らかでないところが多いのである。今日、われわれは、この新聞・放送レッド・ページについては若干の論稿と、種々の著作のなかでの断片的記述をもつにすぎないのであり、しかもそこには事実の誤認と不正確な記述を少なからず見出すのである。小稿は、この新聞・放送レッド・ページの過程を可能な限り明らかにするとともに、從来まったく記述されることのなかつたレッド・ページ反対運動およびそれをめぐる新聞労働運動内部の諸問題について、そのアウト・ラインを紹介しようとするものである。

（註1） 外在的圧力と、内在的矛盾との関連については、拙稿「『商業新聞』の基本的矛盾」（同志社大学「人文学」第四六号所収）を参照されたい。

（註2） 戦後の「編集権」抗争とその意義については、別の機会にくわしくべたいが、現在まとまつたものとしては、柏木成樹「新聞編集権をめぐる労働関係——新聞の自由と新聞労働協約」（朝日新聞調査研究室報告社内用80）が、一九四六年から四九年にいたる労働争議と「編集権」問題についてふれてゐる。

（註3） 新聞・放送レッド・ページについては、三枝重雄「言論昭和史」、長島又男「新聞革命」および「マス・コミュニケーション講座」第二巻などに断片的記述がみられる。斎藤一郎「戦後日本労働運動史」、同「総評史」あるいは「講座現代反体制運動史」第三巻、遠山茂樹他「昭和史」などの労

一九五〇年新聞・放送レコード・ページ覚え書

労運動通史や現代史概説書においても、必ずふれられてはいるが、その記述はきわめて簡単であり、また誤りをふくんでいる場合も少なくない。企業別の新聞労働組合は重要な資料をふくんでいて重要である。今日までに刊行されたものは、朝日労組「朝日労組」一〇週年記念号『組合十年の歩み』（一九五五年一月刊）、毎日新聞社労働組合「十年の歩み」毎日労組の記録（一九五六二月刊）、読売新聞従業員組合「組合史」第一卷（一九五六年五月刊）、同労働組合「組合史」第二卷（一九五七年五月刊）、中部日本新聞労働組合「わが十年史」（一九五七年四月刊）、信濃毎日新聞労働組合「十年の歩み」信濃毎日労組の記録（一九五七年四月刊）、北海道新聞労働組合「わが十年史」（一九五七年七月刊）がある。ただし、これらの組合史は、一九五五年前後に執筆されていて、レッド・ページ当時の労働運動内部の対立を記述に反映しており、記述が一方的なもの、簡略すぎるもの、あるいは「客観的」にすぎるものが多い。新聞・放送レコード・ページを直接的にとりあげた唯一の論稿は、「文芸春秋」一九五九年六月号『特集・日本の汚点レコード・ページ失われた日本の良識』であるが、事実の誤認と記述の不正確さが少くなく、資料としての価値はひくい。

二

朝鮮戦争が勃発してから一ヶ月、共産党中央委員・アカハタ編集局員の公職追放、「アカハタ」および全労連機関紙「労働者」の発行停止処分、マッカーサーへの質問状事件、反戦・平和のデ

モンストレーション・集会の全面的禁止など反体制組織への全般的弾圧にひきつづいて、新聞・放送レコード・ページが開始された。七月二八日午後三時を期して、朝日・毎日・読売・日本経済・東京の各新聞社、共同通信・時事通信および日本放送協会の八社の従業員三三六名は突如として各経営者から解雇と建物からの即時退去とを通告されたのである。この解雇は八月下旬までつづいた。被解雇通告者数は、放送協会一一九名（他に組合専従者二名）を筆頭に、朝日新聞社一〇四名、毎日新聞社四九名、中部日本新聞社三六名、北海道新聞社・共同通信社三五名、読売新聞社三四名をはじめとして全国五〇社七〇四名にたつした。共同通信では、外信部長・同次長などの要職が解雇され、進歩的夕刊紙「夕刊京都」は全従業員八五名中一一名が該当し、「夕刊フクニチ」は編集局長（取締役）、編集総務（監査役）、編集局次長、編集委員会常任幹事、社会部次長などの幹部が名をつられた。解雇発表は一回でおわった社が大部分であるが、朝日新聞社では、七月二八日七二名、二九日五名、八月一日一六名、二日六名、三日三名、四日二名と連日の発表がおこなわれたのである。

この解雇は、経営者側の説明によれば、同年五月以降の吉田首相へのマッカーサー書簡および「関係筋の示唆」によって、報道の自由と責任をまもるため「共産党員および同調者」を追放するというものであった。七月二八日掲示された読売新聞社長布告は、次のように述べている。

連合国最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥の昭和二十五年六月六日、六月七日、六月二十七日、七月十八日の指令などで書簡は、日本の安全に対する公然たる破壊者である共産主

議者を言論機関から排除することが自由にして民主主義的な新聞の義務であることを指示したものである。このたび関係筋の重なる示唆もあつたので、我社もまたこの際、共産主義者ならばにこれに同調した分子を解雇することに方針を決め、本日左記の諸君に退社を命じた。今回の措置は一切の国内法規、あるいは労働協約に優先するものであることを社員諸君はよく諒承の上、平静に社務に精励されんことを望むものであります。なお、これと同じ措置が同じ日、同じ時刻に全国的主要なる新聞通信放送会社で、一斉に行われていることを申しそえておきま

す。

昭和二十五年七月二十八日

解雇者氏名（略）

朝日新聞社の退社通告書に、解雇の根拠を七月一八日付マ書簡に限定していること、解雇手続きとして従業規則の「やむを得ざる社務の都合によるとき」退社させるという条項を適用していることが前者とはことなつてある。なお、同社では、分裂している同社組合のうち、団体協約を締結していた朝日労組とは、協約にとづいてこの解雇のための団体交渉をおこなつた。

〔退社通告書〕マッカーサー元帥は昭和二十五年七月十八日付吉田首相宛書簡において、今日、自由世界の諸軍隊が国際的共産主義勢力に対して闘つてゐる状況下においては、報道機関は自由のための闘争において最も重大な責任を課せられている点を強調しているが、これは一般的の報道機関に対しても、その組織から一切の共産党員とその支持者を排除すべきことを示している。よつて社としては貴下に対し、従業員就業規則第四十

五条第六号の規定により七月二十八日付を以つて退社の措置をとる。

地方紙では、中央紙よりむしろ経営者の責任による解雇といふ色彩がこゝい。京都新聞社の解雇通知状では、「社是」に忠実でない分子の追放という形式をとつてある。

京都新聞社は地方における世論指導の中核的機関として時局柄特別重要な立場にあります。マッカーサー元帥の最近数次に亘る書簡に示されたところ、並びにその精神に鑑み本社の機構に於ては思想上並びにその行動上に於て本社の社是に忠実ならざる分子を包含することは最早一刻も許されざる結論に達したので、社は七月三十一日附を以て貴下に對して解職の申渡しをいたしました。

この解雇では、若干の例外をのぞいて労働協約による団体交渉も「国内法に優先する特別措置」として経営者側によつて拒否され、被解雇者の抗議あるいは質問も受けられらず、即時社外退去をせまられた。読売新聞社では、解雇通告直後、経営者側と組合代表者との会見がおこなわれたが、経営者側は組合との交渉委員会開催を拒否し、「これにかんしてはGHQへ行つて下さい」と強硬態度をしめた（「社会運動通信」二三三号八月十六日付による）。共同通信社の被解雇者は、即時退去命令を無視して資料室ついで組合事務所にふみとどまつていたため、翌二九日武装警察二〇名の出動によつて退去を余儀なくされた。

日本放送協会の組合は、当時「日本放送労働組合」（放送單一）と「日本放送協会労働組合」（日放勞）とに分裂していたが、この解雇は前者に所属する組合員の大部を対象とするものであ

一九五〇年新聞・放送レッド・ページ覚え書

つた。すでに七月一五日、一八日の両日、大阪中央放送局では放送单一組合員一八名が、とつぜん、職場立入禁止処分に附された。また、二八日の解雇は、放送協会の建物を接收・監督していた AFRS(Armed Forces Radio Service)が協会立入禁止者を指名し、協会が被指命者を解雇するという形式をとった。被解雇者の退去はアメリカ軍 MP によって強制執行されるなど、解雇はアメリカ占領軍の直接的指揮のもとにおこなわれたのである。

〔会長命令書〕 日本放送協会は SCAP が最近数次にわたつて発した日本政府宛の書簡および声明の精神並びに本日第八軍 AFRS より会長宛に発せられた通牒に鑑み別紙の者爾後協会所属の一切の建物およびその構内に立ち入ることを厳禁する。

七月二十八日 会長 古垣鉄郎

説明 (1) 今回の措置は…… AFRS の通達その他現段階においては発表することの出来ない指令に基いて会長が会長の自主性と責任とにおいてとつたものであること。(2) 従つてこの問題は労働三法は勿論のこと、国内法一切を超える措置であり、そのため労働協約の拘束をうけない特別の措置であり、当然团体交渉の対象にはならないと考える。そして解職をすることは協会の自主的なものであり、経営者の責任において行つたものであること。(3) 協会が解職処分に附したものは共産党員、及びこれに同調して行動した者に限つているが、その認定はイデオロギーにあるのでなく、具体的な行動をとつたか否かを基準としており、同調者に対するは、共産党的な活動をやつたもので、解職に値するものである、と解した者を解職したこと。

〔例〕 協会立入禁止に附された職員の指名は、AFRS 自ら行つ

たものであり、解職処分は協会の自主的に行つたものである。

国 暈

(註4) マッカーサー声明・書簡とは、I 五月三日声明「日本、自由アジャの指導者へ」、II 六月六日の日本共産党中央委員公職追放指令の書簡、III 六月七日のアカハタ編集局員公職追放指令の書簡、IV 六月二六日のアカハタ三〇日間発行停止指令の書簡、V 七月一八日アカハタ、後継紙・闘争紙無期限発行停止指令の書簡をさす。これらのうち、新聞

・放送レッド・ページに主として援用されたのは V であったが、そこには次のようないい文章がみられる。「現在、自由な世界の諸力を結集しつつある偉大な闘いにおいては總ての分野のものはこれに伴う責任を分担し、かつ誠実に遂行しなければならない。かかる責任のうち公共的報道機関が担う責任程大きなものはない。(中略)しかしながら、現実の諸事件は共産主義が公共の報道機関を利用して破壊的暴力的統領を宣伝し、無責任、不法の少数分子を扇動して法に背き秩序を乱し、公共の福祉を損わしめる危険が明白なことを警告している。それ故、日本において共産主義が言論の自由を濫用して斯る無秩序への煽動を続ける限り、彼等に公的報道の自由を使用させることは、公共の利益のため拒否されねばならぬ」と。

GHQ の日本統治は、原則としては日本政府をつうじての間接統治形式をとつていた。ただ、報道機関についてはその役割的重要性から直接管理制度がとられ、一九四五年から四七年にかけては GHO 民間情報教育局新聞課・放送課による直接検閲がおこな

われ、四八年以後は主としてGHQ新聞課・放送課および、地方民政局による「内面指導」がおこなわれていた。レッド・ページもまた、この「内面指導」のとて、日本の經營者の判断と責任とによつて遂行されたのである。

一齊解雇にさきだつ一週間前の七月二二日、GHQ民政局公職審査課長スピア少佐は、追放にかんして大橋法務總裁に通報したうえ、七月二四日東京八社と地方紙を代表する資格での新聞協会代表者をあつめて次のように述べたといわれる。「マ元帥が『アカハタ』に關して三度にわたつて出した指令にもとづいて、社内の明白な党員およびシンバを全部追いだせ。これは司令部の命令ではないから經營者各自の責任において遂行されたい。しかし司令部は背後から支援するし、また國會や労働委員会などにも、それぞれ指示してあるから安心して施行せよ」（日本新聞協会十年史）九一頁）。このような「示唆」形式による解雇について、最高裁も法的手続きとして疑問をもちGHQに「指令」を要求したが拒絶されたといわれる（座談会『近代國家の發展とマス・コミュニケーションの発達』における石光真人の発言、「マス・コミュニケーション講座」第二卷四四頁）。

「示唆」をうけた新聞經營者は、これを「指令」あるいは「絶対至上命令」と理解することによってレッド・ページを強行し、あるいはすんでこれに協力した。新聞經營者は、GHQの圧力を屈するとともに、この機会に戦闘的労働者・組合活動家を追放し、組合を弱体化することによつて自己の經營支配を強化しようとした。資本の本能は、権力と結合することによつて、言論の自由をふみにじる行為にてたのである。GHQと經營者とは、労働

者階級に敵対するものとしては同一利害にたつものであった。まことに「民主的なGHQの指令はファシズム的な旧日本軍閥の命令よりも絶対的で、リベラルな戦後の新聞幹部は戦犯的な旧幹部より無慈悲なのであつた」（小椋庄勝『権力と新聞の自由』「思想」一九六〇年八月号一二二頁）。被解雇者リストは、中央紙の場合は經營者が特審局・国警その他協力を得て作製し、それをGHQに提示して確認をもとめた。^(註5)その際、リストにたいしてGHQから再考を指示された場合もあつたといわれる（小原・梶谷事件における朝日新聞社の最高裁上告書による）。地方紙の場合は事情が若干となる。地方では新聞協会幹部が提出して「示唆」を伝達した。京都へは協会の一幹部がおとずれて地元新聞社社長を召集し、被解雇指名者リストを提示した。リストには、各社従業員のうち解雇しなければならない人名と、解雇することがのぞまい人の名などが区別してマークされていたといわれる。

解雇の第一の対象となつたのは、団体等規制令によつて党籍を登録していた日本共産党員であつたが、その数は比較的の少数であった（たとえば東京朝日九名、東京毎日七名）。その他の被解雇者は「秘密党員」あるいは「同調者」とみなされて解雇された。解雇基準は、先にみたように社によつて若干の異同があるが、組合活動家が主要な対象となつてゐる。新聞労組では中央執行委員長、書記長をはじめ執行委員七名中五名が各所属の社で解雇され、各支部でも執行部の大半が解雇の対象となつた。經營者は解雇対象を「共産主義者および同調者」に限定すると公言していたが、彼らの眞の意図は労働組合の弱体化にあつたことは明らかである。經營者は進歩的労働者・組合活動家を理由も明示するこ

となく解雇し、後に被解雇者が「共産主義者および同調者」でないことが裁判、中労委などで明らかになつても復職をあくまで拒否したのである。レッド・ページとは、共産党のみならず全国民にたいする露骨なファシズム的弾圧であつた。

(註5) 九月以降におこなわれた一般産業・官庁レッド・ページにおいては、「リストの作製にはC.I.C.、特審、会社の職制、右翼社会民主主義者、共産党脱党者、スペイ等のすべてが動員され」(「日本資本主義譜座」第七卷一八九頁)たといわれているが、新聞・放送の場合もその例外ではなかつたとおもわれる。某社のページについて、「事前に『その筋』から通告された氏名は百数十名に上つていたといわれる。そのリストを土台に当該部長および組合幹部の一部の手によって新リストを作製し、これを会社側の最高幹部がフルイにかけて最終決定版をつくつたという噂もある」(島村正人『統風にそよぐ葦』—占領下の新聞』「改造」一九五二年増刊号七〇頁)といわれ、同様の噂は多くの社でも流布されているが眞偽のほどは明らかでない。

(註6) 解雇基準はきわめて不明瞭なものであつた。被解雇者は、解雇申し渡しにさいして、自己の認定理由を経営者側に執拗に質問したがすべて拒否されている。後に中労委審問や裁判の過程での経営者側証言によると、自宅でのアカハタ定期購読、所持していた書籍、友人・親族関係などが認定理由になつてゐるなど宗教裁判的中世的解雇であつた。なお、このページでいかに多くの組合活動家が不當に解雇されたかについては、中央労働委員会事務局編「労働委員会不當労働行

為事件命令集」第三集・第四集、および同「労働委員会不当労働行為命令決定概観」第一集などによつてもみることができる。

日本政府も、この追放に全面的に賛成し、協力を約した。七月二九日大橋法務総裁は参議院法務委員会で「政府といたしましては、この新聞報道機関の經營者諸君の自由な行動にたいしましては、……全般的に賛意を表します」と同時に、かつ極力これを支援するものである」と言明、八月三日岡崎官房長官も同趣旨の見解を発表した。吉田首相は、八月四日「わが国における共産分子は、最近とくに第五列の本性を暴露し、その売国的情図が明白になりつゝある。われらは断乎これを排撃し赤禍を防ぐために必要な措置を講ずる」とその「決意」をあらわした。他方、G.H.Q.民間情報教育局長ニュージェント中佐は、八月三日、「内部機構の再検討とともに由来する潜在的あるいは現存する不穏分子の解雇を伴う措置は、時宜に適しかつ勇敢なものであるばかりでなく……七月一八日付吉田首相宛の書簡の趣旨に完全に合致する」と声明を発表、経営者を激励し「示唆」の効果に満足の意を表した。ページの過程において、G.H.Q.、日本政府機関、新聞経営者の三者間に局部的な矛盾が全く存在しなかつたということは正確ではない。最高裁が「示唆」にたいして疑問をもつたことは先に述べたが、一部経営者とG.H.Q.との間にも若干の意見の相異が生じた。例えば、G.H.Q.は朝日新聞の全面講和・中立主義の主張や七月四日付社説「輕舉をいましめる」などについて強い不満をもらし、レッド・ページにさいして、一部論説委員の指名解雇を主張したが、経営者はこれを拒否しつづけたといわれる。^(註7)また、経営

者個人のなかには、レッド・ページに賛成しなかつた人があつたことも事実である。当時の朝日新聞社長長谷部忠氏は、後に「私としては何とかして、この理不尽な弾圧に抵抗したかったが、社のおかれた立場上、ついにそれはできなかつた。だから、私はその対象となつた人たちには、今でも心から相済まぬと思つてゐる」（『占領下の新聞』「週刊朝日」奉仕版六九頁）と苦衷を訴え、また「地方紙社長は「示唆をうけられねば、会社は存続しえない」、「発刊停止になると思った」とのべている（全新聞労組京都地区共闘「全新聞」号外による）。だが、資本の意志とブルジョワ・イデオロギー機関としての自己認識は、「社のおかれた立場上」という言葉で集約されるように、個人の意志をのりこえて解雇を強行し、外在的圧力と密着することによつて労働者階級に敵対せざるを得なかつたのである。

（註7）GHQの指名対象は、諭説主幹笠信太郎、朝日評論筆者となつて、憲法をふみにじり自國の労働者を追放する資本の意志と役割が露骨にあらわれてゐるといえないだろうか。このようにして、レッド・ページは經營者の全面的協力によつて施行されたのである。

新聞・放送レッド・ページは国民の知らぬところで進行した。商業新聞は、めだたない一段記事でこれを報道するにとどまつてゐた。また、革新政党や全労連などの反体制組織も、この政治的解雇の意味を、全労働者階級のものとして把握することができなかつた。いわばあいつぐ弾圧によつて、弾圧にたいする不感症をおこしていたともいえる。さらに、労働戦線の分裂と抗争は弾圧をいつそう容易にした。当時、世男労連加盟の全労連と、「民主的労働組合の結集体」として占領軍の支援によつて結成された総評、「第三勢力」としての新産別の三組織が対立抗争しており、全労連は、この期の政治的弾圧にたいしてはばひろい日常鬭争のつみかさねによる統一行動によつて対処する方針をとつてゐた。

このことは、経営者たちが解雇にさいして、「この処置は特別処置として一切の国内法に優先する」と強調していることにもあらわれてゐるが、さらには被解雇者の身分保障仮処分申請にたいする答弁書によつてもあきらかである。それは次のような主張であつた。「七月十八日付書簡は、報道機関の経営者に対して、その機構から共産主義者またはその同調者を排斥すべきことをも指令ないし要求しているものと解さざるを得ない。……従つて本件申請事件については日本の裁判所に裁判権のないことは疑いの余地がない」。また「仮に百歩譲り右書簡が被申請人に対する命令ないし指示を含むものと解し得ないとしても、なお本件解雇は適法かつ有効である。（解雇は）、眞の報道の自由を確保するため、公共的報道機関としての重大なる責任の一端を果したにほか

月末朝日労組は、「組合幹部が会社に質したところ、「事実でない」という回答を得た」という組合特報をだしてゐる（言反同盟中部朝日班機関紙「わだつみにこたえる」一九五〇年八月二九日付による）。

全労連の七月二〇日付各労組への夏期共同闘争連絡会結成の招請状は、「闘争の目標」として次のように述べている。「お盆手当」時金の要求の中から本格的實上げ要求を出し、それを中心に闘争を進める。同時に、失業反対、戦時体制による、労働強化に反対して闘つてゆく。この闘争は、戦争反対の闘争でもあり、ストップルム・アピールを徹底的に支持する。全労連のこの統一行動方針は、反動期において、中央労働組織の統一の手がかりを求めるものであつたが、政治闘争を日常闘争に解消する側面を多分にもつてゐたことはいなめなかつた。全労連は、新聞・放送レッド・ページ反対闘争を、夏期賃上げ闘争の一環としてくみいれてしまつたのである。全労連刊行の「金属労働者」・「全労連情報」は、このページの報道にきわめて冷胆であつた。日本共産党は、当時内部分裂の渦中にあつたが、「新文化」「民主日本」などの共産党臨中系政治新聞も、ページには紙面の多くをさかなかつたし、また具体的な闘いの方向を提示し得なかつたのである。

(註8) レッド・ページに比較的敏感な反応をしめたのは、進歩的インテリゲンツィアである。清水義太郎・中島健蔵氏らの「知識人の会」は、八月一五日東京地裁にたいして被解雇者の地位保全にかんする仮処分申請に公正な裁判を期待するむねの書簡を提出している。共産党もまた、インテリゲンツィアに大きな期待をいだいていたとおもわれる。同党臨時中央指導部は八月八日、「民主的文化の危機に際し全知識人・文化人に訴う」を発表し、「まず新聞・放送の線でファシスト共の攻撃を粉碎するため全力を集中する」ことを訴えた。つづいて「民主日本」社説「政治的迫害をうちくだけ、

全労連の七月二〇日付各労組への夏期共同闘争連絡会結成の招請状は、「闘争の目標」として次のように述べている。「お盆手当」時金の要求の中から本格的實上げ要求を出し、それを中心に闘争を進める。同時に、失業反対、戦時体制による、労働強化に反対して闘つてゆく。この闘争は、戦争反対の闘争でもあり、ストップルム・アピールを徹底的に支持する。全労連のこの統一行動方針は、反動期において、中央労働組織の統一の手がかりを求めるものであつたが、政治闘争を日常闘争に解消する側面を多分にもつてゐたことはいなめなかつた。全労連は、新聞・放送レッド・ページ反対闘争を、夏期賃上げ闘争の一環としてくみいれてしまつたのである。全労連刊行の「金属労働者」・「全労連情報」は、このページの報道にきわめて冷胆であつた。日本共産党は、当時内部分裂の渦中にあつたが、「新文化」「民主日本」などの共産党臨中系政治新聞も、ページには紙面の多くをさかなかつたし、また具体的な闘いの方向を提示し得なかつたのである。

(註8) レッド・ページに比較的敏感な反応をしめたのは、進歩的インテリゲンツィアである。清水義太郎・中島健蔵氏らの「知識人の会」は、八月一五日東京地裁にたいして被解雇者の地位保全にかんする仮処分申請に公正な裁判を期待するむねの書簡を提出している。共産党もまた、インテリゲンツィアに大きな期待をいだいていたとおもわれる。同党臨時中央指導部は八月八日、「民主的文化の危機に際し全知識人・文化人に訴う」を発表し、「まず新聞・放送の線でファシスト共の攻撃を粉碎するため全力を集中する」ことを訴えた。つづいて「民主日本」社説「政治的迫害をうちくだけ、

— 「赤追放」に反対する — は、朝日新聞八月二八日付社説「声なき声に聞け、試練に立つ民主主義」をあげて「今の瞬間、日本の民主勢力にとって極めて有益なもの」として賛辞をおくり、「朝日新聞の編集人の如き民主主義的言論人をふくめて、一切の自由愛好者、平和と独立の信徒が速かに一つの戦線に結集」することを訴えたが、組織的うらづけと具体的方針にとぼしい蹶起のよびかけは効力をもつことができなかつた。

いは商業新聞が不可避的にもつ階級的内容と資本制商品形式との矛盾の側面が軽視され、マス・メディアを、近視眼的な宣伝・煽動の手段としてのみとらえる思考が支配する。したがって、新聞の生産手段の私的所有の下での新聞労働運動のもつ意義とその限界にたいする理解は、固定的な「ブルジョワ新聞」排撃に埋没してしまっていた。産別会議の商業新聞にたいする取材拒否指示（一九四九年七月）とその失敗は、反体制陣営のマス・コミュニケーション対策の弱さを露呈するものであったが、こうしたマス・コミュニケーションを軽視・蔑視する思考は新聞・放送レッド・ペーパーにたいする組織的対処の弱さと無関係ではなかつたのである。

新聞・放送レッド・ペーパーにたいして反体制組織は有効な対処をなし得なかつたが、さらに孤立した新聞労働者の抵抗もきわめて微弱であつた。それは、新聞労働戦線の分裂および内部抗争が原因の一つにかぞえられよう。一九四八年八月、新聞戦線統一を目指に一〇六組合二万六〇〇〇人を結集して発足した全労連加盟の全日本新聞労働組合（略称「全新聞労組」）は、四九年、読売支部をはじめ支部脱退がつづき、ペーパー直前には五五支部一万三〇〇〇名の勢力であつた。しかも内部には民同派の反対活動をかかえており、五〇年四月には「経営者側からの圧力は日毎に強められているに拘らず、こうした事態に対してもわれわれ働くものの側からの計画的、組織的な力強い反撃が殆どなされていないのが実情である」（『全新聞』第三二号一九五〇年四月一五日付）と自己の弱体をみとめねばならない状態になつた。他方、五〇年六月結成された日本新聞労働組合連合（略称「新聞労連」）は、反全新聞労組組織としての民同系組合の結集体であり、毎日労組をは

じめ一四組合一万八〇〇名を組織していた。
レッド・ペーパーの嵐にまつ先に抗議したのは、全新聞労組である。同労組は解雇の翌七月二九日、この解雇は言論の自由をうべき國民を戦争においやるものである、として次のような悲愴な抗宣言をはつした。

……ジャーナリストとして節操を堅持した人々、積極的な組合活動家は「共産主義者に同調せる者」というような理由をつけられて彈圧の犠牲になつた。東條時代でさえも考え及ばなかつたこの狂暴さは、國際ならびに国内情勢の逼迫を反映するものにほかないが、今回の言論弾圧はまさに戦争の途を指さすものである。解雇の逼迫に乗じて、各職場で社側の組合に対する攻撃や民同派の撃頭が現われ始めた。もしわわれわれがここで組合の骨抜きと組合員の無力化を許し、言論報道の自由にたいする彈圧に屈して、國民が眞実を知ることを妨げるならば全世界の平和を愛する人民は、われわれに競争協力者の極印を押すであろう。今われわれが抵抗の努力をいささかでも惜しむならば、反動の魔の手は、われわれから最後の生活権さえを奪い去つてしまつであろう。全組合員諸君！ 全人民諸君！ 日本の言論報道に襲いかかつた、この弾圧を断固としてハネ返そう！ 戰争をたくらむ者の陰謀をバクロしよう！ 広汎な抵抗の戦線で闘いぬこう！ あらゆる要求を経営者にうちつけわれわれの生活権を守ろう！ 今こそ、全精力を擧げて闘うときである。日本の言論報道の自由を守り、戦争の陰謀を粉砕する力はわれわれの斷固たる闘争以外にないことを銘記しよう！ ② 國民をオシにする放送

の統制反対 (三) 東條時代の言論統制復活反対 (四) 東條時代の警察政治・軍政政治反対

全労連・全新聞労組・印刷出版労組・全金属労組など五〇団体は「言論弾圧反対同盟」を結成して、各単組でレッド・ページ反対の宣伝活動をおこなうことを決定し、またページの対象となつた全新聞労組・放送單一・日映演労組・出版印刷労組は「文化産業労働組合共同闘争委員会」を組織し、「政府ならびに新聞放送經營者の売国的変節」に對して、人民大衆とともに闘い日本民族の誇りを守りつづける」ことを声明したが、構成団体はそれぞれ組織分裂による弱体化と内部抗争に当面しており、強力な反対運動を開展することは不可能であった。

政治的解雇の苛酷さと、その背後にあるアメリカ占領軍の威圧は、大部分の新聞労働者を萎縮させた。さらに、經營者は解雇反対運動をおこなうものも解雇の対象とするといふ「警告」を發していた。「被解雇者は今後の情勢によつては逮捕され銃殺されることがあるかもしれない」という警鐘がながれたほど全企業は異様な空気につつまれていた(全新聞労組日経支部「組合ニュース」号外八月一八日付による)。朝日新聞社をはじめ多くの社で全新聞労組組合員にたいする脱退工作が職制と民同派によつて活潑に続けられた。「誰も組合に寄りつかなくなってしまった。組合に足を踏みいれることに危険を感じていた。まして、ページされたものに近寄つて話す人も少なかつた」(朝日労組「組合十年の歩み」二〇頁)。

こうした状況の下で、組合幹部の追放によつて組合主導権をしげり得た民同派によつて、あるいは異常な状況下で主体的判断を

停止した労働者によつて、全新聞労組各支部の活動は沈滯し、あらは脱退・分裂がつづいた(註9)。解雇から半月を経た八月一五日までに「五支部が解雇を承認して全新聞労組を脱退した。日本経済新聞社では、組合員七〇〇名のうち四八〇名が全新聞労組を脱退し、共同通信社では八月一五日までに組合の大半をしめる六六八名が解雇を承認する第二組合を結成した。時事通信社でもほぼ同様の経過をたどっている。こうして、中央の新聞労組がページを承認するかあるいは第一組合結成による分裂によつて弱体化した状況では、あくまでページ不承認の線をうちだした地方新聞の労組も無力であった。信濃毎日新聞労組では、「いつたんは大会で『不当議首』の線をだしたもの、收拾にあたつては、大会は流れ会、流会をかね、役員は辞意を表明する等、発足いらい最大の試練に直面した」(信労組「十年のあゆみ」五九頁)。

(註9)

八月三日河北新報、四日千葉新聞、五日東奥日報・夕刊岡山、七月夕刊フクニチ・デーリー東北、一一日神奈川新聞・神戸新聞・秋田魁・西日本新聞・伊勢新聞・新愛媛新聞・東京タイムス、一三日静岡新聞、十四日愛媛新聞一七日上毛新聞、二九日中部日本新聞、三〇日東京タイムス工場、九月二日東海タイムス・岐阜タイムス、四日北海道新聞、一三日新聞協会、二二日時事新報。

(註10) ページにたいする抵抗は皆無であったとはいえない。

共同通信編集局社会部は、第一次解雇の後、部会をひらいて対策を協議していたが、八月一〇日頃第二次解雇の噂がひろがり、その対象者が社会部員であることが判明した。部員は

解雇に反対の態度を表明したが、八月一三日社会部長斎藤正躬氏は、部員一同にたいする手紙で「私は私の部の部員が社をやめさせられることに反対するばかりでなく、今度の首切り全体に反対なのです」とのべ、自己の信条に反する社にとどまることはできないとして、辞表を提出し出社しなかつた。辞表は結局は受理されなかつたけれども職制による抵抗は、今日記録に残つてゐるかぎりではこの斎藤氏のケース以外にみあたらないのである。

こうして、戦後民主化運動の先頭にたち産別会議結成にも指導的役割をはたした新聞労働者の中心組織は、急速な崩壊過程に入したのである。他方、民同勢力の結集としての新聞労連は、ただちにページを承認してしまつた。労連の中心的勢力である読売新聞従業員組合は、三四名の犠牲者をだしたが、組合執行部は七月三一日、「(1)占領政策に従う (2)現在における判断資料によれば、今回の措置はやむを得ざるもののように思われる。(3)なんらかの合法的な救済策があるかを検討する」(4)最後的には新聞労連の方針を尊重して決める」という方針を決定した。翌八月一日、労連拡大中央執行委員会は、レッド・ページを基本的には承認せざるを得ないとして左の声明を発表した。

(1)今回の措置は共産党が從来民主主義の原則に抗してとり來たった行動並に現在朝鮮において起つてゐる事態に關してとりつてゐる態度に対する処置であつて、民主主義の根本原則並に新聞言論の全般的方向、労働運動への規制としてとられたものでないことを認める。(2)併しながら新聞労連としては経営者側がかくの如き措置を組合運動の抑圧あるいは經營上の理由によ

る人員整理等に援用應用することは、嚴重に監視し断乎反対する。(3)共産党支持者と認定する基準については、これを立証すべき確実な証拠、本人の具体的な行動を基礎とすることを要求し、観念的な思想方向に対する一方的判定等によつて処分の行なわれることは断乎反対する。

読売従組は、翌二日この方針にもとづき会社側に解雇承認を通告し、さらには被解雇者の組合員資格の喪失を確認した。新聞労連加盟組合は、いずれもほぼ同様の経過をたどつた。毎日労組では、解雇通告の翌日から「総司令部・労働省・法務省などの関係方面を歴訪して事態の真相を追求する懸命の努力を重ね」(毎日労組「十年の歩み 毎日労組の記録」八八頁)八月一日、東京・大阪・西部の各支部はそれぞれ解雇の承認を決定した。同労組は八月二三日の中央執行委員会で読売従組と同じく解雇の承認と被解雇者の組合員資格喪失を正式に確認した。

被解雇者にたいする組合員資格喪失確認は、被解雇者と組合との連絡をたきり復職運動を極度に困難な状況におとしいれ、被解雇者を窮地においこむものであった。この処置によつて憤激した被解雇者と組合との対立は一層はじくなつたのである。この処置は、民同派勢力の強い組合では一様に採用されているが、解雇を承認した組合でも、こうした処置をとらず、被解雇者に援助をつづけたところも少なくない。例えば、八月三日、組合書記長をはじめ組合執行委員七名をあくむ三六名の被解雇者をだした全新聞労組北海道新聞支部では、八月八日解雇承認を決定し、九月四日には全新聞労組を脱退するにいたつた。しかし、被解雇者のうち解雇を憲法違反とするグループおよび、解雇基準に該当しな

一九五〇年新聞・放送レッド・ページ覚え書き

いと主張するグループにぞくする二三名は解雇取りけしを裁判所に提訴した。組合は二二名の組合員資格をみとめて、組合生活援助規程を判決および和解の成立まで適用して給与の八割を保障したものである。ここで、注目すべきことは、組合は「今回の措置は国内法をこえる部分のあることを是認せざるを得ない。したがつて、直接の政治闘争には参加しない」という基本態度をとつており、解雇に原則的に反対する言論弾圧反対同盟道新班とは見解をことにしていたにもかかわらず、これらグループにも五〇年中援助をつづけたことである。また、非該当グループの復職運動にも五一一年夏和解が成立するまで組合は支援をおしまなかつたのである。

新聞労連の解雇承認は、たんに彈圧にたいする屈服というやむを得ない処置に帰することができない問題を裏面にはらんでいた。そこには、反共イデオロギーと企業意識および全労連・新聞労組への警戒と敵視が大きく作用していたことは否定できない。

い。発足以来、新聞労連は全新聞労組への攻撃に全精力を集中していたかのごとくであった。例えは、五・三〇人民決起大会でアメリカ軍M.P.に検挙された朝日新聞社員にたいする全新聞朝日支部・全朝日労組の救援活動について、機関紙「新聞労連」は「大西問題の真相、あたりたてられて無謀な闘争の犠牲に、いまだ幹部に反省の色みえず」と攻撃と悪罵をなげかけていたのである。民同派の改良主義的幹部にとって、レッド・ページは自己の仇敵の追放であり、新聞労働戦線の指導権を掌中におさめる機会であった。こうして彼らは、弾圧の張本人に抗議するどころか、反対に弾圧の犠牲者に攻撃の手口をむけたのである。それは、弾

圧にたいする「やむをえざる」屈服あるいは低姿勢とは異なるレベルでの思考である。機関紙「新聞労連」の主張「解雇問題と新聞戦線の統一」（第八号八月二〇日付）は次のように述べて、弾圧への迎合を露骨にあらわした。

こんどの解雇問題は、組合運動を逸脱した行動にたいして加えられたやむなき特別措置である、とわれわれは考えるのである。この人たちが從来組合運動にたいして強引に要求してきたものは何であつたか。共産党の理論をのみ正しいとする独断に発して、民主主義のあらゆる約束をじゅうりんし組合員を彼らの意図する権力闘争にかりたることではなかつたか。そこには、いささかの人間性の発展もないものである。こうしたこと�이かに『民主主義の寛容』の中とはいえ、いつまでも許されるものと考えていたならば由がよすぎるといえよう。

新聞労連加盟組合のみならず、全新聞労組支部においても、解雇を積極的に承認し、被解雇者と敵対したところも少くない。全新聞労組中部日本支部はその一例である。同支部では、夏期突破資金要求闘争の最中の八月二日、三六名の解雇が発表された。被解雇者の中には、全新聞労組中央執行委員長・同中日支部委員長をはじめ支部執行委員の大半があくままれていた。ところが以前から全新聞労組に批判的であり組合主流と対立していた残留組合役員は、翌三日ただちに解雇の承認、被解雇者の組合員資格喪失の確認をおこない、急遽組織された組合臨時代表部は、全新聞労組その他外部団体との連絡および申し入れを一切見送ることに決定した。社内の組合との連絡をたきぎれた被解雇者は、社外で全

社とつながる御用組合」であると断じ、「仲間を敵に売った裏切り幹部の背信を徹底的に糾弾せよ」（全新聞中日支部「闘争日報」八月二五日付）と社内労働者に訴えた。被解雇者を中心組織された言論弾圧反対同盟中日連は、他産業労働組合・市民団体とともに中部日本新聞不買運動を開いた。八月二九日、臨時代表部は組合大会を召集し、全新聞労組脱退動議を可決するとともに、労資一体による「企業防衛闘争」を決議した。この決議は、當時の民同派のスローガン「自由にして民主的労働組合」の横範をしめすものであるから、長文ではあるが左に引用しよう。

最近名古屋市内を中心として「中日不買運動」が展開されている。これはさきに言論界の赤色分子追放により本社から解雇された共産党員ならびにこれと同調する一部の人々が中心となって共産党各書店および労働組合の怒りを得て展開している運動である。彼等はボイコットの理由として「中部日本新聞は戦争協力紙だ」といつてゐるが、われわれの製作する中部日本新聞は断じて真実、公正、進歩的であり、大衆に愛読されているにもかかわらず、これをボイコットによって弾圧し、彼らのプロパガンダすべき目標の線に近づけようとする運動こそ言論の自由を奪わんとする政治的陰謀である。今や中部日本新聞の企業破壊の戦いがいどまれている。ことここに至つて解雇された人々を含めて彼らは、われわれ一千五百従業員の共同の敵であることを知つた。よつてわれわれはここに断乎企業防衛闘争に起つて上る決意をなすに至つた。この企業防衛闘争はわれわれの生活に直結している鬱いである以上、労資を超えて精力的に展開すべきものと信ずる。よつてわれわれはこの決意を会

社側に伝えるとともに会社側の適切な処置を望むものである。改良主義的・協調的組合幹部による被解雇者追放・敵視は、支配権力と経営者の攻撃に手をかし、労働者の基本的諸権利をみずから破壊する行動であった。しかし、この行動を徒手傍観しあるはそれに同調した一般労働者の中には、日本共産党にたいする疑問と不信の感情が存在していたこともまたのがすことはできない。日本共産党は戦後民主化運動に重要な位置を占め、一時的にせよ労働運動の主導権をにぎり得たのであったが、党と大衆との結合の不充分さという致命的弱点を脱し得なかつた。その結果党と大衆団体・労働組合との混同、画一的政治闘争へのひきまわしなどがおこなわれて、大衆の反発をかつたことも少くなかつたのである。このことは、組織上の問題あるいは戦略・戦術上の問題でもあつたが、より根本的には、大衆の思想変革とそのエネルギーを信頼せず、政策の長短を至上の課題としたイデオロギーの問題にねざしている。こうして運動のスタイルは、闘争激発主義にいるどられ、四九年以降の全般的反動期をむかえて多くの組合員の離間をまねかざるを得なかつたのである。民同派の分裂工作は、この共産党の欠陥の上に成果をあげることができた。共産党は、民同派に機械的に反撥することによつて、運動をセクト化し組合の統一を守ることができなかつたのである。

だが、以上のようないわゆる問題をはらんでいたとはいゝ、レッド・ページによる被解雇者を「敵」と規定した民同派改良主義幹部の思考と行動は、経営者と手をぎつて労働者を「石もて追う」背信行為であった。彼らの反共イデオロギーと企業意識は、まさに

三二頁)となつたのである。

(註11) 民同派と共に産党との機械的対立について、朝日新聞大阪本社における朝日労組の解雇承認への経過は、多くの問題をはらんでいたといえる(以下は「朝日労組」第一六号一九五〇年八月一五日付による)。

朝日新聞社の組合は四八年十月ストライキを契機に三組合に分裂していたが、朝日労組は、他の二組合から「会社側の御用組合」と非難されていた

協調的組合であった。この朝日労組もレッド・ページには組合下部から三名の該当者をだした。七月二八日、経営者側は、朝日労組との团体協約にもとづき、三名の解雇について組合の承認をもとめ、ついで「万一千組合側が申入れに同調しない」という事態が起きたとしてもあくまで会社側としては既定方針をとらざるを得ない。これについて組合側に労協違反であるとみられてもいたし方がない」という強硬態度をしめした。該当者三名は、ただちに反対運動をくりひろげた。全新聞労組朝日支部および全朝日労組に所属する被解雇者は、解雇通告と同時に強制退去させられていたため、三名の社内における解雇反対運動は注目をあびた。経営者側は八月一日、「同君等がまだ正式に解雇通告を受けず職場にあるため、その立場を利用して他組合の被解雇者と連絡をとり、社内にあって党活動をひんぱんにやっている」と組合に早急な態度決定を要求した。組合執行部は、三名にたいして、「自重した行動」をとるように勧告したが、三名の回答は、「あくまで党員として社内における党活動を続行する意志であり、そのため組合側の保護はすでに必要としない」ということにつ

た。翌日、組合執行部は三名の回答を検討した結果、解雇を承認し、その後組合と被解雇者との連絡はたたれたのである。

四

レッド・ページに全面的抵抗を訴えた全新聞労組は、弾圧と内部分裂によつてその実体を喪失し、ページ反対闘争は孤立した被解雇者の肩になわれねばならなかつた。しかし、この反対運動についてすべての被解雇者の意志が統一されていたとはいえない。解雇通告直後から被解雇者は(1)解雇受諾グループ、(2)依頼退社グループ、(3)解雇を憲法・労働法違反と考へ、あくまで解雇反対を訴えるグループ、(4)解雇基準である「共産主義者、あるいは同調者」には該当ないと主張する非該当グループの四グループに分離・分裂していた。このことは、各社の組合の解雇にたいする態度や経営者との力関係および法廷闘争にたいする技術的配慮をふくんでいたとはいえ、弾圧にたいする反対運動の力をそいだことも否定できなかつた。(註12)

(註12) 第一グループに属する人たちの一部でも、個人的に復職運動がおこなわれた。自己の「潔白」を証明する方法(たとえば、有名知人による嘆願書の作製など)、がとられ、時事通信、東京新聞などで若干の復職がみとめられた。

解雇反対運動の中核組織は、前節すでに述べた言論弾圧反対同盟(略称「言反同盟」)である。言反同盟は、全新聞労組・放送専一はじめ全労連・大化学労組・全金属労組・全造船労組・全自動車労組などの全労連・産別会議労組と民主主義擁護連盟系文化団体によって構成された。同盟の推進核は全新聞労組・放

送单一による新聞放送共同闘争委員会であったが、活動力の実体は、被解雇者によって編集・刊行された週刊新聞「自由の声」と、被解雇者によって各社別に組織された「班」であった。被解雇者のうち、第三グループと第四グループの一部がこの同盟に参加した。(第四グループからの参加は社によつてことなる。三五名の被解雇者をだした共同通信では二名の解雇受諾者をのぞいて三三名が言反同盟に参加したが、先にのべた北海道新聞では第一・二グループ計一六名、第三グループ九名、第四グループ一一名である) 同盟下部組織としての班は、実体としては、ページの後、急遽組織された社内の第二組合、あるいは「御用組合」に対する抗する全新聞労組支部であり、また解雇反対同盟でもあり、後にのべるところの「統一委員会」として多種多様の活動をおこなわねばならなかつたのである。

言反同盟は、分裂による全新聞労組の支部弱体化、あるいは支部脱退のためにその役割を行はず、あるいはカバーすることが要請された。したがつて、班の活動はおおむね八月八日付全新聞労組中央委員会の決定「当面の闘争方針」にそつておこなわれたといえる。この方針の要点は次のとおりである。

(1) 各支部において、これを機として、分裂主義者の策動があり、当面、組織を守る闘いとして、職場闘争と結合し、分裂主義者と徹底的に闘う。(2) 敵階級の意図が日本の「戦時体制」を強行し、日本を戦争街道へ駆りたてるものと判断される。したがつて、言論の自由を守る広汎な闘いを展開する。(3) そのため、良心的新聞人の不当解雇に反対し、さらに眞実を報道する立場から、ブルジョワ新聞の不買運動を展開する。とくに中小

紙の場合、紙面民主化闘争をおこない、国民に眞実を伝える新聞にする闘いと、労働者の生活を守る闘いを強力にすすめる。(4) この闘いを、戦争に反対し、平和を守る闘争に、発展させ、可能な限り実力行使をともなう職場の闘いと結合して、広汎なレジスタンスの闘いへ発展させる。

被解雇者のうち、解雇を不当とする第三グループと第四グループの一部は、解雇通告直後、各社別不当職首反対グループを結成し、まず地方裁判所へ身分保障仮処分申請をおこなうとともに、経営者へ抗議・復職要求を続ける一方、解雇を承認した組合幹部あるいは第二組合にたいする攻撃を開始した。また、他産業労働者への共闘要請活動もおこなわれ、工場へビラまき隊が派遣された。これらの各社別グループは、八月九日の言反同盟成立によって、八月中旬ころから言反同盟の「班」に発達感された。同盟の班は、社外から活潑なビラ、機関紙活動を行ない、社内の労働者にページにたいする抵抗を呼びかけた。共産党細胞機関紙も頻繁に発行された。ただし、大阪地方では、言反同盟は組織されず、各社別に「不当首切反対同盟」が組織され、(例えは「大阪朝日新聞不当首切反対同盟」)これが「全大阪報道関係不当首切反対同盟」に結集するという組織形態がとられた。こうした言反同盟と不当首切反対同盟とのちがいは、発足初期におけるページ反対運動にたいする方針のちがいに、あつたようである。すなわち、言反同盟が、報道関係労働者のみならず、労働組合を中心にも全民主団体を結集してレッド・ページに反対し、さらに、「ブル新のデマをうちやぶり、眞実の報道を人民に伝える」ことによつて、広汎な国民の中に反戦の統一戦線を結成する契機をもとめたのに

たいして、後者の組織は、被解雇者による職場への働きかけを目的として組織されたものであった。しかし、言反同盟加盟の他産業労組・文化団体の活動力の低下によって同盟の活動力が主として被解雇者の「班」にあることがあきらかになるとともに、両組織の方針のちがいは事実上消滅し、主として後者の線での活動がおこなわれる所以である。言反同盟・全新聞労組の提唱した「ブルジョワ新聞不買運動」は、電産労組関東支部の行動隊による一〇万枚の宣伝ビラ散布、土建労組を中心とする組織的不買が計画されたが、いずれも不成功におわった。不買運動は、先に述べた中日新聞不買運動が活潑におこなわれたほかは、「大本営新聞をボイコットせよ」という散發的呼びかけに終り、大衆を組織し動員することは不可能であった。他産業労組・文化団体との共同闘争は大規模に展開されず、言反同盟の「班」のみが同盟の基本的活動体であった。したがつて言反同盟の本来的目的は、機関紙「自由の声」にゆだねられてしまつたのである。「自由の声」は、新聞・放送レコード・ページにも強く抗議したが、それとどまらず、支配権力の戦争政策とそれにたいする国民の闘いを広く報道し、また國際情勢の解説に力をそそいだ。全面講和・戦争反対の訴えが精力的に続けられるとともに、支配階層の腐敗・汚職などの暴露にも多くの頁をさき、それがこの新聞の特色となつていた。^(註14)

言反同盟の活動は困難をきわめた。從業員にたいするビラ、機関紙の呼びかけは、経営者や警察の妨害によつてさまたげられがちであり、また、占領下という制約は、彈圧の張本人アメリカ占領軍を暴露することを困難にしていた。闘いは、奴隸の言葉で語

られねばならず、例えば、経営者の解雇理由と前述のニュージェント中佐声明との矛盾——すなわち解雇は「指令」ではなく、「示唆」にすぎない——について、経営者の「堯国性」を暴露・攻撃することがその合法的限界であった。

(註13) ページ直後に発刊された被解雇者の機関紙は、日刊あるいは隔日刊のものが多い。機関紙の種類はおびただしい数にのぼるが、私が確認し得たものは左記のとおりである。
 「東京朝日」言反同盟朝日班、「國民とともに」、「東京毎日」言反同盟毎日班・新毎日・共産党毎日細胞「キャリヤ」、「競売」競売不当競首反対同盟「闘争ニュース」・共産党競売細胞「リンテンキ」、「共同通信」言反同盟共同班「特報」・三十五人」後に改題「新共同」・共産党共同細胞「フラッシュ」、「時事通信」共産党時事通信細胞「同報」、「日本經濟」共産党日経細胞「戦いの旗」、「放送協会」放送單一「デンバ」、「大阪朝日」大阪朝日不当首切反対同盟「嵐をついて」・共産党大阪朝日細胞「あさやけ」八月二五日アカハタ関係紙として発行停止処分により「活動指針」と改題、「大阪毎日」共産党大阪毎日細胞「赤えんぴつ」、他に、全大阪報道関係不当首切反対同盟「闘争ニュース」・「平和と自由のために」、「中部朝日」言反同盟中部朝日班「わだつみにこたえる」、「中部日本」共産党中央細胞「活動指針」、「西部朝日」言反同盟西部朝日班「嵐をついて」、「信陽新聞」言反同盟信陽班「新信陽」、「山形新聞」山形新聞被解雇通告者一同、のちに山形新聞労組統一委員会「すくらむ」。

その他、多数の全新聞労組支部機関紙あるいは同地域共闘

機関紙が発行されているが、それは、被解雇者の手によって発行されたものが多い。

(註14) 「自由の声」は、正式には、言反同盟機關紙としてではなく、「自由の声社」による大衆政治新聞として発行された。一九五〇年中の同紙の第一面みだしを次にしめそう。二号(九・二四)「金で眞実を売った新聞、核心をそられた日發問題」、三号(一〇・一)「崩れゆく日本映画、赤追放の裏相」・「辻つま合わぬ会見記、伊藤律出現のからくり」、四号(一〇・八)「襄れゆく學問・思想の自由、崩壊に頻する大学」、五号(一〇・一五)「國民を忘れた講和論議」、六号(一〇・二二)「苦闘する日本、追放双曲線、赤追放に日経連の暗黒」、七号(一〇・二九)「中であやつる大ボス、小ボス、教育委員はなにをしたか」・「ダニーネム總反攻の焦點」、八号(一一・五)「Sアピール署名五億人」、九号(一一・一二)「闘う東京」「英・米草案を拒否、対日講和」、一〇号(一一・一九)「危機に狂乱する新聞界赤字さと六億円、やらぐ毎日の実相」、一一号(一一・二六)「新聞と外電、中共参戦と西欧の動搖読者の疑問に頬かむり」、一二号(一一・三)「テンヤワンヤの放送合戦」、一三号(一二・一〇)「二重煙突事件にメス、疑惑の大橋総裁」、一四号(一二・一七)「法大事件のかげに躍る旧『國本社』」。

(註15) 当時、占領政策にたいする批判は、占領目的阻害行為としてきびしく取締られた。五・三〇事件以後、反占領軍行為として検挙された件数は、八月中旬までに三〇〇件をこえた。そのため、レッド・バージの元兇とその目的を大衆的に

訴えることは極度に困難であった。例えは全日本学生新聞連盟刊「連盟通信」(第六六号八月二日付)は、解説「最近の出版、言論、報道機関にたいする弾圧について」の中でつきのように書かねばならなかつた。「これ(レッド・バージ)が何を目的としているかは、我々は多くを語らないし、語ることができない。……何がこんな急速調で駆けあしをしているかを言外の言として考えなければならないと思う。また、全新聞労連の「經營者にたいする公開質問状」は、次のように書脈の中でも「關係当局」と經營者との結合を暴露、非難している。「今回の暴挙に関して、『關係当局の重大な示唆によって』と云々しているが、關係当局はボットム宣言にもとづき、しかも關係当局の理解と援助の下に制定された日本憲法を否認するが如き示唆が断じてあり得ないと警戒する。然るに今回の暴挙は明らかに日本憲法・ボットム宣言・極東委員会一六原則に違反する行為である。關係当局の示唆をこのように解釈した具体的な根拠を示せ」。

言反同盟の困難な条件のなかにおける活潑な活動は、全新聞労組の提起した解雇微回、言論の自由を守る闘い、職場闘争という三つの課題を有機的に結合したものとはいえない。それは、なによりもまず「分裂主義者の策動」によって全新聞労組が崩壊にひんしておらず、被解雇者は組合との接触を拒絶されて闘争の中心を失っていたからに外ならない。したがって、言反同盟の各班および残存の弱体化した全新聞労組支部にとって、レッド・バージ反対闘争に大衆を参加させるためには、それへの最大の阻害物としての改良主義的民同派組合幹部に集中的打撃を与えることが

不可欠の手段であると考えられたのである。

したがつて、言反同盟班や不当解雇反対同盟の運動は、反民同幹部・反職制闘争を中心とする職場闘争をつうじての広汎な政治闘争として展開されたのである。このことは、これらの組織が、当時の左翼労働運動の提起していた「統一委員会」の役割を果すこと意味するものであった。統一委員会運動とは、一九四九年以降、労働戦線の分裂に直面するなかで階級的労働者を中心に職場に闘争組織をつくり、それを統一的闘争の中核にしようとするものであった。それは、日本共産党労働政策会議（一九五〇・八）によれば、「戦争と殖民地化のための首切り、労働強化、人権じゅうりんその他一切の収奪と、抑圧の根源を大衆に暴露し、大衆の要求にそろて行動を組織し、共同の行動を通じて、大衆の政治的、階級的自覚と統一を一步一步おしすすめ、さらにこれを地域と産業の全体にひろげ、反戦独立のための統一戦線を推進する勢力である」と規定されていたが、実体は、「労働組合運動でもなければ、さりとて純然たる政党活動でもなかった」（産別会議小史一二三頁）といわれるよう、労働運動においてはきわめて変則的組織であった。この統一委員会運動は、後に、階級的労働者をセクト化し孤立させ、さらに組合を分裂させる赤色労働組合主義としてその誤謬がきびしく指摘されているが、言反同盟各班や不当首切反対同盟の活動もその例外ではなかつたのである。

言反同盟・不当首切反対同盟などの統一委員会化は、九月から十月中旬にかけて、地裁への身分保障仮処分申請のすべてが却下されたことによつてより強化されたともいえる。九月九日、福岡地裁小倉支部判決は、レッド・ページを「報道の公正と自由とを赤色

支配の危険から守る自衛措置」とのべ、東京地裁は申請者にたいして審訊を開くことさらなく、「報道機関の経営者は、本件解雇が憲法第一四条又は労働基準法第三条に抵触するか否かを問うことなく、共産主義者及びこれと一体をなしている同調者を解雇しえ得、又、解雇しなければならないのである」とのべてレッド・ページを積極的に合法化した。言反同盟等は、この判決によつて、「階級裁判」の実体をみたとして、より強力に統一委員会的活動をつよめていったのである。

すでに解雇直後から、全新聞労組支部や被解雇者は、実施がせまつっていた地方税をとりあげて「来るぞ戦争準備の地方税が！」「社会側負担を要求しよう」という要求をかけ、同時に「闘争を妨害する壳國敷制」との闘争をよびかけていた。このよびかけは、ページによつて沈滞した職場に活氣をふきこもうとするものであつた。例えば、組合員の八割が全新聞労組を脱退して第二組合へ移行した日本経済新聞社では、残留した少数の全新聞労組員・被解雇者たちは次のように訴えている。「諸君が御存知のように御用組合は何もやつていない。職場の要求はキリがないほどあるのに、みんなが何となく沈滞していく。職場に出てきて黙々と仕事をしてその日が終る。このままではほんとうに奴隸になつてしまふ。これでいいだらうか！ どうしたらいだらうか！」職場の中でまずみんなで相談し合おう。どんな小さい問題でも職場要求をだそう。そこから本当の組合活動がはじまる」（全新聞日経支部「組合ニュース」号外八月一九日付）。職場からの日常要求による統一闘争方針は、そのかぎりでは統一の芽をもつものであつたが、そこには奇妙な政治主義がひそんでいる場合が多かつた。

例えは、「平和を守るために日常要求で闘おう」と題する次の主張はその展型である。「われわれの日常要求のための闘争は資本主義制度への打撃であり、戦争阻止の闘争に通ずる。したがつて当面われわれが平和擁護という貴い闘争に貢献するためには、きたるべき十月の定期大会にすべての日常要求をかかげてたちがり、戦争賛成の民同幹部を組合からたたきだすことだ」（「リンク」第八号）。

（註16）このような職場闘争方針は、共産党の九月二三日付通達「赤色追放」を大衆的反対闘争に組織せよに原型をみることができる。「職制、民同の売国奴的手先としての役割は徹底的にバクロされねばならぬ。この売国奴の手先である職制の経済根拠は『職階性と不正』にある。このことは民同も同一である。従つてあらゆる機会に縦ての賃金手当の要求を『職階性』打破の線に高め、結集し不正を摘発し追放し彼等の根拠を崩し、さらに政治的な民族的な要求と宣伝啓蒙によつて彼らの手先としての『職制』の権威を粉碎しなければならぬ」。

こうした職場闘争・平和擁護運動と体制変革との緊急にして誤った直結思考では大衆をとらえることはできなかつた。統一のための闘いは、実は被雇者と民同派との抗争におわつて、萎縮した大衆を力づけ組織することはできなかつたのである。ページとその後の混乱について、時事通信の一ビラは、「一六名の職首をきつかけに、わが社は未曾有の混乱におちいりつつあり、幹部側・組合側・反組合派三つ巴の反撥抗争は社の隅々にまでその累を及ぼして、個人的ひばう、相互不信が社内に充満するにいたつ

た。真に合作社の危機である」（校閲部員一同「全社僚諸氏に訴う」と伝えているが、こうした状況は時事通信にかぎつたことではなかつた。そして、言反同盟や不当首切反対同盟の統一委員会活動は、この混乱のなかに自己を埋没させてしまうことによつて労働者の統一に失敗し、そのことによつてますます尖鋭化の方向をたどつたのである。

被解雇者の統一委員会活動について、各社別に詳しく述べることは本稿の範囲をこえるが、ここでは、機關紙のみだしたよつてその概観を示そう。職場闘争の中心目的とされた職制攻撃は激烈をきわめた。「地方税の取り上げに協力、部長が吉田政府の下請」（日経「組合ニュース」八月二〇日）、「売国重役、パンパン職制をとつちめる」（「嵐をついて」十一月二十四日付）、「あいつこのごろ生意氣や、いっぺんからんといかないいかん、のさばりだした職制に團結、サボで対抗」（同前）。反民同・反組合幹部闘争は、「仲間を敵に売つた裏切幹部の背信を、徹底的に糾弾せよ」（全新聞労組中日支部「闘争日報」八月二十五日付）をはじめとして「戦々兢々の組合ダラ幹と職制——発狂した組合幹部連中」（青年祖国戦線毎日班「青年祖国戦線」第七号八月一三日付）など数多い。また、「勿体ない組合費！」組合員から搾り上げる、幹部豪遊の日放勞株式会社（放送局）「デンパ」と組合幹部の腐敗をついているものも少なくない。この方針は経営者にたいしてもとられ「不正摘発第一報、社員の足を奪う毎日重役、新フォードにのつて朝の散歩」（新毎日）第五号八月一九日付などと暴露戦術によつて労働者の怒りをよびおこそとした。また「重役とつながる連中、大ボス小ボス一覽表」（中日ビラ）などは、

社内の派閥組織によって、組合幹部の御用化を訴えようとするものであったが、このような戦術は労働者の統一には有効ではなかったであろう。

言反同盟各班は、以上のような、職場闘争へのよびかけとともに、自社の反ソ反共記事、朝鮮戦争を契機とする好戦記事、単独講和への誘導記事など新聞内容の一連の右旋回をきびしく非難した。朝日新聞の伊藤隼会見記捏造事件については、言反同盟各班の機關紙は、経営者の反共特ダネ意識を攻撃し、また同記事が紙面にのるまでの経過を伝えた。「風をついて」九月二九日号は、「良心的な編集記者を大量に追放した結果は、こうなるのが当然だ」と書いて、パーシとの関連を指摘している。共同通信被解雇者は、解雇直後にも「戦争のため、ニュース、人民の敵○○○○」と通信社の戦時編成化を非難するなど、戦争宣伝の暴露と批判を精力的につづけていたが、一九五一年一月次のような要求書を經營者に提出して、共同通信の編集方針をするべく批判した。

……われわれは、この不当措置を即時取消すことを要求しつづけると共に、共同通信社が戦争と植民地の通信社に転落しようととする傾向にたいして始終警告を発して来た。しかるに社幹部は我々との面会をすら拒否し、一方においては権威に就従して特定国への隸属と戦争挑発の編集方針をとりますする売国的傾向を顕著にしつつある。我々は我々自身の生活の破綻と、一方において現在共同通信が果しつつある反国民的役割についてすべての責任は社幹部が負うべきものと断じ、次のことを要求する。一、三十三名にたいする不当職員の即時取消。一、三十名にたいする給料の全額支給。一、再軍備、戦争宣伝の即時

停止。

レッド・ページ被解雇者の闘いは、レッド・ページにたいするただ一つの抵抗として大きな意義をもつものであったが、その闘争方針が、主として反民同・反駁制の闘いとして展開され、労働者の基本的権利としての解雇反対で統一をすすめる点で誤謬をもつたことも原因して、彼らの社外からの精力的な働きかけにもかかわらず、労働者は、被解雇者からも民同幹部からも離れてしまったことでも、言反同盟は孤立化の途をたどらねばならなかつた。多くの組合組織も弱体化し、労働者の民同幹部にたいする不信の念も暗く沈黙していく。この状況を背景として、言反同盟をはじめ被解雇者の諸組織は、一九五一年春頃から攘夷員の生活難、運動のみとおしの困難さも原因して、解体の方向へすすんだ。「自由の声」は全面講和愛國運動協議会機関紙「講和新聞」に発展的解消をとげ、反レッド・ページ闘争は全面講和運動・平和運動の中へ吸収されていった。その後五年、五二年と被解雇者の經營者側への復職申し入れや解雇無効を要求する法廷闘争は続行されたが、言反同盟・不当首切反対同盟などの組織による反レッド・ページ闘争は、五一年春、一応の終結をみなければならなかつたのである。

(註17) 法廷闘争は、經營者側の強硬な復職拒否によつて困難をきたわめた。中労委あるいは地裁の復職命令にたいしても、会社側は上告によつてそれを拒否し、大部分の被解雇者は主として経済的困窮によつて、經營者側のいふままで「和解」しなければならなかつたのである。この状態のなかで、復職をかちえた朝日新聞小原・梶谷画氏の場合は、一九五〇年八

月二日地裁への身分保全仮処分申請から一九五八年六月五日の最高裁判決まで実に八年の闘いを繰り返せなかつた（その後、復職裏後処理について経営者と組合との交渉がつづき、最終的解決は一九五九年三月にいたつている）。二氏の場合は、すでに一九五一年東京高裁および中労委において解雇無効の判決をかちとつてゐたが、復職を拒否する経営者側からの上告のため最高裁まであらそわねばならなかつたのである（この経過については小原正雄『『復職』をかちとつて』[季刊・労働法] 第二九号所収参照）。

なお、最高裁は二氏への判決にものべているように、レッド・ページそれ自体は容認し、解雇の基準への該当・不該当のみを判定するという見解をとつてゐる。このような見解にたいして、現在レッド・ページを遠慮とする主張が強くなされており、新聞関係者をあくまで全産業・公務員のレッド・ページ復職闘争がすすめられている。これについては、労働省労政局労働組合課刊「レッド・ページ復職闘争について」、極東事情研究会編「レッド・ページ復職闘争対策」、不当解雇反対全国連絡会議編「レッド・ページ対策資料」その他同会会報、大会議事録および刊行諸資料をみられたい。

五

レッド・ページの過程で、新聞経営者は支配権力と密着して、企業内部の進歩的労働者を追放した。改良主義的組合幹部もこれに協力することによって、保身につとめたのである。ページによつて、新聞労働運動への打撃は大きかつた。組合活動は沈滞し、

五〇年秋から本格的に開始された新聞拡張戦や夕刊競争による労働強化にたいしても無力であった。各組合とも労働時間の一時間延長制を承認せざるを得ない弱体におちいり、経営者の攻勢はつけられた。組合は企業にとどこもり、五一年夏の総評も参加した全面講和運動にも沈黙をまもらねばならなかつた。全新聞労組は、五一年春には朝日・共同通信・時事通信の一部労働者と地方紙支部による七支部一〇〇〇名の組織に縮少してしまつた。また新聞労連は、ページ以後九組合の加盟をみたとはいえ、強固な組織に成長したとはいへなかつた。大部分の新聞労働組合は、企業組合として低姿勢を余儀なくされたのである。組合の分裂と組合員の相互不信は消えなかつた。組合への不信の念はふかく労働者の胸にしづみ、この状態で経営者の攻勢にたえねばならなかつたのである。^(註18)

このような新聞労働者の萎縮と弱体によつて、支配権力と新聞経営者の新聞私物化は、容易になしとげられた。ページによつて「〔朝鮮〕戦争を批判したり、反対するような空氣は『掃された』（城戸又一）。」新聞記者は、「この事件（レッド・ページ）からあと、私たちは、まるで猿グツワをはめられているような気がした。どこでどんな秘密調査か、それも、これという確証もなしにおこなわれたかと思うと、背ずじの寒くなる思いがした」（尾崎宏次「新聞社」八〇頁）とのべてゐるが、社内のこの状態こそ日本国民全体に猿グツワをはめるものであった。

なわれ、同年暮から各社への復帰がはじまつた。侵略戦争に反対しあるいは批判的であったジャーナリストの解雇と、この戦犯追放解除とが平行しておこなわれたことは、レッド・ページの本質をあきらかにするものであった。戦犯の復帰にたいして、労働者側からの抵抗はほとんどなされなかつた。こうして「朝日十月革命」を先頭として戦争に協力した経営者の退陣要求を中心とする戦後の民主化運動の成果は、あえなくふみにじられねばならなかつたのである。

レッド・ページ以後、新聞紙面から日本中立論・全面講和論はかけをひそめ、新聞は体制順応、さらには「現実主義」の名の下に支配権力の強行する反動的期成事実を承認し、あるいは反動政策を促進鼓舞し、国民をサンフランシスコ講和体制へ誘導する役割を忠実にはたしていったのである。五〇年後半期から五一年にかけての新聞論調の変化をいまここで詳しくべることはできないが、日本新聞年鑑一九五一年版は次のように記録している。

「新聞論調も『講和論議を活潑にすべし』から『超党派外交を推進せよ』に、『全面講和、永世中立』から『多数講和、国連軍協力』に、『定員法による止むを得ない官庁職員の整理』から『公務員から赤追放へ』と、さらに『労組内における政治的信条の自由』から『破壊と虚偽にみちた共産党の行動や宣伝が法と国家からの保護を得られるかどうか疑問である』とする方向に変転した」。この「変転」こそが、サンフランシスコ単独講和条約と安全保障条約の締結への道をはききよめる役割をはたしたことは、今日からみれば火を見るより明らかのことであろう。

新聞経営者が支配権力の「示唆」をタテとして、「報道の自由

と公正をまもるため」に強行したレッド・ページによつて、いわゆる「編集権」は完全に彼らの手に掌握されたといえる。しかし、このことが言論の自由をまもり、報道の公正を確保するということからいかに縁遠いものであったことか。国民から遊離し権力と結合した場で語られる「編集権」とはこのようなものに外ならない。

昨一九五九年、新聞代の一方的値上げにたいして東京を中心に展開された組織的不買運動および本年の新安保条約批准にたいする国民的抵抗の中で、新聞にたいする批判は急速にたかまつた。新聞労働組合をよくめてこの国民の組織的新聞批判にたいして、経営者側は、「経営者のもつ『編集権』にたいする侵害」「言論の自由にたいする弾圧」であると反論している。彼らは「言論の自由」はすでに支配権力からの自由ではなく、「組織的暴力」からの自由が当面の課題であると主張し、国民の批判を非難し排斥することによって、支配権力と新聞とのイデオロギー的接合をはかるうとしているのである。このような新聞経営者の主張は、まさに「経営者は、いわゆる編集権を悪用して眞実を歪曲し、世論を偽装して権力の御用機関となりさがつた」（全新聞労組「公開質問状」）レッド・ページの再現とその合理化をおもわしめるものがある。レッド・ページの暗い経験は、たんに占領下の特殊な状況における問題としてではなく現在の問題として把握されねばならないのである。

(註18)

レッド・ページを承認した新聞労連も、新聞労働戦線の統一と強化の中で、レッド・ページ反対へと前進をしめしている。一九五五年労連は、朝日新聞小原・堀谷両氏の復職

闘争支援を決定した。一九五七年総評第七回大会は「ハッド・ページはアメリカと日本政府が労働組合を弾圧しようとしてだしてきたものである」という理解にたって「レッド・ページ復讐闘争推進の件」を可決した。一九五五年春には、被解雇者側からレッド・ページ反対闘争についての自己批判も提出され、一九五七年新聞労連第九回大会は、レッド・ページ復讐闘争支援を決議し、今日にいたっている。

(註19) 江尻進『新聞の自由と暴力』(「思想」一九六〇年六月号所収)は、その代表的見解である。

〔附記〕

本稿の資料は、法政大学大原社会問題研究所、新聞労連本部、京都府労働経済研究所および朝日新聞レッド・ページ被解雇者福田英四郎氏所蔵のものにおいているところが多い。また、福田英四郎氏、川添隆行氏はじめ、多数のレッド・ページ関係者からさまざまの御協力と御教示をいただいた。これら団体および個人の方々にあかく感謝する次第である。

なお、本稿は、レッド・ページ一〇周年にさして、とりあえずまとめることにしたのであるが、不充分な点が多いとおもわれる。とくに放送レッド・ページについては、資料不足もあって、ほとんどやれることができなかつた。本稿の不備な点について、あるいは資料について、レッド・ページ関係者をはじめ大方の御教示をいただければ幸いである。

(本稿は、同志社大学人文科学研究所研究助成金による研究の一部である)

1960, 8, 20